

漁網の搬入禁止について

最近、やまだエコセンターに処理対象外の漁網が多く搬入されるようになり、機器への巻き込み等、設備トラブルが心配される事態となっています。

万一、漁網がごみの投入口に入ってしまうと設備停止を引き起こし、管内市町全体のごみ処理がストップするだけでなく、漁網に付いている鉛により資源物のリサイクルに多大な影響が発生いたします。

通常、漁網は事業から排出されるもので、廃棄する場合は「産業廃棄物」となり、やまだエコセンターに搬入することができません。

事業者の皆様には、産業廃棄物として適正処理をお願いいたします。

安心安全で安定した施設稼働のため、漁網を集積所へ出さないよう、またやまだエコセンターへ搬入しないようご協力をお願いいたします。

漁網等の漁業系廃棄物の処理については、環境省のガイドラインをご覧ください。

環境省ホームページ／漁業系廃棄物処理ガイドラインパンフレット

https://www.env.go.jp/recycle/post_55/mat01_5-1-1%20.pdf

〈漁網の搬入写真〉



長さ 15m以上の漁網が、処理設備に絡まり設備停止の原因になります。



漁網についた鉛が、リサイクル品の出荷停止の原因になります。